

# 令和7年度第1回 帯広市国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 日時 令和7年5月26日（月）19：00～19：54
- 2 会場 ソネビル6階会議室
- 3 出席者委員 12名  
被保険者を代表する委員  
平田 とよ子 委員、高橋 久美子 委員、石井 美紀 委員、村上 佐知 委員  
保険医又は保険薬剤師を代表する委員  
石川 忠孝 委員、川上 義史 委員、大滝 達哉 委員  
公益を代表する委員  
古田 裕 委員、朝日 照夫 委員、佐藤 英晶 委員、外崎 裕康 委員  
被用者保険等保険者を代表する委員  
海野 真彦 委員
- 4 欠席委員 2名  
保険医又は保険薬剤師を代表する委員  
中村 貴徳 委員  
被用者保険等保険者を代表する委員  
矢録 秀春 委員
- 5 議事録署名委員  
古田 裕 委員、海野 真彦 委員
- 6 傍聴者等  
報道関係者 2名
- 7 事務局出席者 12名  
石田 智之 市民福祉部こども健康担当参事、永田 敏 市民福祉部健康保険室室長、  
木下 博章 国保課課長、裏南 智也 国保課課長補佐、  
谷口 結美 国保課保険料係係長、内藤 彩 国保課給付係係長、  
坂井 景二郎 国保課保険料係主任、溝江 圭介 国保課管理係主任補、  
荒谷 陵人 国保課管理係主任補、浦島 一樹 国保課管理係係員
- 8 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 参事挨拶
  - (3) 議事

①諮問

令和7年度国民健康保険料率について

②報告

北海道国民健康保険料減免標準例と帯広市減免基準との差異に関する影響調査について

(4) その他

(5) 閉会

9 議事概要

1 開会

【事務局】 ただいまより、令和7年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、中村委員、矢録委員につきましては、都合により欠席ということでご連絡をいただいております。

開会に先立ちまして、委員の異動がありましたので、ご紹介をさせていただきますと思います。

被保険者を代表する委員につきましては、帯広市川西農業協同組合様、帯広大正農業協同組合様の役員改選に伴いまして、恩田委員、辻委員が退任となりました。

後任の委員としまして、帯広市川西農業協同組合様より、フレッシュミズリーダー補佐の石井美紀様、帯広大正農業協同組合様より、女性部副部長の村上佐知様のご推薦をいただいております、令和7年4月9日付で委員に委嘱させていただきます。

それでは、石井委員、村上委員に、一言で結構ですので、簡単に自己紹介をいただければと思います。

(各委員自己紹介)

ありがとうございました。

なお、委員の皆様の任期につきましては、令和7年6月30日をもちまして満了となります。今後、第2回の運営協議会の開催に先立ちまして、開催に向けた推薦の手続き等、各種事務手続きを進めさせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

また、事務局の体制についてですが、令和7年度の人事異動により一部変更がございました。お手元の座席配置図の通りでございますので、誠に勝手ではございますが、これをもって紹介に代えさせていただきます。

続きまして、本日の資料の確認でございます。事前に議案を郵送させていただいておりましたが、本日議案お持ちでない方いらっしゃいましたでしょうか。

(なし)

それでは、これより先の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会 長】 皆さん、お晩でございます。公私ともども、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

特に、関係団体の総会、役員会、理事会等で、色々と会議が重なっている時期かと思いますが、その間を縫ってご出席いただいたこと、誠にありがとうございます。

昨日今日と非常に寒いので、ちょっと枯れたような声をしています。風邪はひいてないとは思いますが、皆さん、十分、お身体にはご注意くださいいただければと思います。

本日、議案が1つ、それと報告事項、その他とございます。スムーズに議事を進行していきますので、よろしくお願いいたします。

これより着席して、議事を進めさせていただきます。

それでは、まず、開催に先立ちまして、石田参事より挨拶をお願いいたします。

## 2 参事挨拶

【参 事】 皆さん、こんばんは。帯広市市民福祉部こども健康担当参事の石田と申します。本日は、夜分にもかかわらず、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から、帯広市の保険・医療をはじめ、市政全般にわたり、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題は、「令和7年度の保険料率について」の諮問及び「北海道国民健康保険料減免標準例と帯広市減免基準との差異に関する影響調査について」の報告となります。

後ほど担当からご説明させていただきますが、1人当たりの医療費が増加傾向にあり、北海道に納める1人当たりの納付金も増加しております。

帯広市といたしましては、医療費の適正化をはじめ、基金の活用により、被保険者の負担抑制を図り、令和7年度の1人当たりの保険料賦課額につきましては、前年比1.14%の増として、保険料率の案を取りまとめたところでございます。

また、昨年年第1回当協議会でご報告させていただきました、保険料減免基準の標準化に向けての北海道の標準例と、帯広市の減免基準との差異や影響について、調査結果の概要をお知らせするとともに、今後の方向性につきまして現況のご報告をさせていただきます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見やご論議を、よろしくお願いいたします。

さて、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、本年6月30日をもって、委員の皆様が任期が満了となります。委員の皆様には、本協議会のために時間を割いていただき、貴重なご意見や、ご指摘を頂戴いたしました。

委員の皆様の中には、引き続き、7月以降も委員を務めていただける方もおられると思いますが、令和4年7月以来、3年間にわたり、本市の国民健康保険運営協議会の委員を務めていただきましたことに対しまして、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

本日の協議会が、委員の皆様が任期期間における最後の会議となりますが、本市の国保事業の一層の健全な運営に向け、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】           ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。古田委員、海野委員よろしくお願いいたします。

### 3 議事

#### (1) 諮問 令和7年度国民健康保険料率について

【会 長】           それでは議事に入ります。

はじめに、諮問事項 令和7年度国民健康保険料率について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】           この4月から異動になりまして、国保課長に着任いたしました木下でございます。よろしくお願いいたします。以降、着座にてご説明させていただきます。

それでは、諮問事項であります、令和7年度の国民健康保険料率につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書1ページをお開きください。

令和7年度の国民健康保険料率につきましては、議案書に記載のとおり算定をさせていただきます。

国民健康保険料は世帯毎に賦課されますが、その内訳につきましては、医療費等の支払いに充てる「医療保険分」、75歳以上の後期高齢者の方の医療費のうち4割相当分を拠出するための「後期高齢者支援金分」、40歳以上65歳未満の「介護2号被保険者」を対象とした介護保険料相当分として納めていただく「介護納付金分」の3つの区分に分かれています。

また、それぞれの区分の保険料につきましては、世帯の所得額に基づきまして賦課される「所得割」、被保険者一人毎に賦課される「均等割」、

一世帯毎に賦課される「平等割」の合計によって計算されております。

今年度の保険料率のうち、①の医療保険分につきましては、  
所得割率 7.75%、均等割額 28,190円、平等割額 28,170円、

②の後期高齢者支援金分につきましては、  
所得割率 2.25%、均等割額 8,850円、平等割額 8,840円、

③の介護納付金分につきましては、  
所得割率 1.79%、均等割額 9,500円、平等割額 7,340円  
と算定してございます。

これらの保険料率算定の考え方につきましては、2ページ目以降に記載  
されておりますが、詳細については、担当より説明いたします。

【事務局】 それでは、令和7年度国民健康保険料率算定の考え方につきまして、ご説明  
させていただきます。

申し遅れましたが、私も同じく人事異動により本年4月から着任いたし  
ました、国保課課長補佐の裏南と申します。よろしく申し上げます。以  
降、着座にてご説明させていただきます。

資料2ページをお開きください。(1)令和7年度国民健康保険料率の  
考え方 ①都道府県化に伴う算定方法の変更「保険料水準の平準化」につい  
てです。

国保の都道府県単位化に伴い、最終的には、道内のどの市町村に住んで  
いても、同じ世帯構成・所得であれば同程度の保険料負担となるよう、保  
険料水準の平準化を目指すこととされております。

帯広市では、保険料水準の統一に向け、まずは令和6年度に賦課割合が  
標準の割合と同様となるように、段階的な見直しを進めてまいりました。

昨年度、賦課割合を、所得割49%、均等割31%、平等割20%と、北海道  
が示す標準の賦課割合と同じ割合としたところであります。

この賦課割合というのは、料率そのものとは異なりまして、保険料とし  
て必要になる額を100とした場合に、所得割・均等割・平等割それぞれの  
ような割合で集めるか、という数値となります。

令和7年度につきましては、この賦課割合の改定はありません。

次に、②制度改正についてです。

まず、賦課限度額についてですが、法定賦課限度額にあわせて、今年度  
は3万円の増額改定を行っております。

この、法定賦課限度額については、資料には記載しておりませんが、国  
において中間所得者層の負担を軽減するということのほか、被用者保険と  
のバランス、つまり被用者保険の最高等級の標準月額報酬に該当する割合  
が0.5%から1.5%になるように法定されているということを踏まえ、同じよ  
うに国保も賦課限度額に達している世帯の割合が概ね1.5%程度となるよ  
う、段階的な引き上げが行われております。

今年度は、医療保険分が1万円、後期高齢者支援金分が2万円、計3万

円引き上げられたことから、帯広市においても同様に改定しております。

次に、下の表になります。低所得世帯に対する軽減措置として、所得が基準額を下回った場合に、その段階に応じて7割・5割・2割の軽減を受けることができます。今回、国において経済動向等を踏まえた見直しが行われました。これは、物価高騰の影響に伴う所得水準の全体的な上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、ということで引き上げが行われました。相対的な生活水準が変わらなければ、引き続き軽減対象としていきます、ということで、被保険者1人当たりの基準額が5割軽減で1万円、2割軽減で1万5千円、引き上げられました。経済動向を踏まえた改定ということで、軽減を受けることができる対象範囲を拡大しようという趣旨のものではありません。

次に3ページをお開きください。それぞれの区分毎に前年との比較を掲載しております。

二重線で囲んでいる箇所が、今年度の料率（案）としてお示しているもので、冒頭でご説明申し上げた1ページに記載している料率となっております。表の右側に、前年度の令和6年度と対比して、どの程度増えているか、あるいは減っているかを増減欄に記載しております。ここを中心に、それぞれの区分に応じてご説明します。

まず、①医療保険分では、所得割率は0.18ポイント引き下げ、被保険者均等割額は600円増、世帯別平等割額は30円減としております。1人当たり賦課額につきましては、1,939円増、割合としては2.18%の増となっております。

②後期高齢者支援金分では、所得割率は0.19ポイント減、均等割額80円減、平等割額290円減、それぞれ引き下げとなっております。1人当たり賦課額につきましても、279円減、割合としては0.97%の減となっております。

③介護納付金分では、所得割率は0.02ポイント引き下げ、均等割額は10円増、平等割額は70円減としております。1人当たり賦課額につきましては、28円増、割合としては0.09%の増となっております。

次に4ページをご覧ください。今、ご説明申し上げた、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、3つの区分の保険料を合算したものが4ページの表の数値となりまして、表の中ほどの「1人当たり賦課額」につきましては、令和7年度は150,053円となり、令和6年度が148,365円となっておりますので、前年対比で1,688円増、1.14%増の改定となったところでございます。

北海道が示す1人当たりの納付金が増となっていることから、保険料負担も増となるところですが、帯広市の負担抑制策としまして、財政調整基金を活用しながら、被保険者の負担抑制に努めているところでございます。

次に、5ページの「モデルケース別・所得金額別保険料」の試算結果を

ご覧ください。所得のモデルケースを左から右に並べており、令和6年度と令和7年度の保険料でどれぐらい差が出るのか比較したものを掲載しております。

資料の左側から右側に行くほど所得が高い世帯となります。今年度の特徴としましては、資料の特に右側をご覧くださいなのですが、賦課限度額の引き上げに伴いまして、主に高額所得層の負担割合が増加しているところです。ただ、先ほど申し上げたとおり、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分いずれも所得割率が昨年より引き下げとなっていることから、所得割が発生する世帯においては、いずれも保険料負担が減少する、という傾向になっております。

全体として平均すると1.14%の増改定となっておりますが、一律、全ての所得階層で保険料が上がる、というものではなく、上がるケースもあれば、資料のとおり所得割が発生する中間所得者層では下がる、というのが今年度の特徴となっております。

続いて、6ページから8ページにかけて、具体的に料率をどのように算出しているのかの流れを記載した資料になりますが、議案9ページの資料で説明させていただきます。

この資料では、上段に帯広市における保険料率の算出方法を、下段には北海道が示す標準保険料率の算出方法を、それぞれ比較できるよう作成したもので、左から右に保険料率算定の流れを表しております。

まず、上の段の帯広市における保険料率の算出方法の流れについてご説明します。まずは、一番左側の欄、道から示された、帯広市から北海道に納めなければならない金額である「納付金」33億2,313万3千円がスタートとなります。これ以外に、市として運営に必要な経費である保健事業費や保険料還付金などを、個別の歳出として2億198万4千円を加算しています。ここから、逆に入ってくるお金、つまり補助金や一般会計からの繰入金、過年度保険料、基金など、個別の歳入として10億8,753万9千円を減算しています。まずは、こうして保険料として集めなければならない額を求めます。

保険料収納率が100%であれば、この額を保険料算定の基礎とできますが、どうしても現実的に収納率は100%ということにはなりませんので、予定収納率93.37%で割り返して、保険料として集める額を膨らませる必要があります。これに、一般会計繰入金などで補てんされる保険料法定軽減額及び減免額を加算しまして、資料のちょうど中央にあります一番大きな四角の欄、25億7,235万7千円が保険料算定の基礎となる「賦課総額」となります。

この「賦課総額」を賦課割合で按分し、それぞれを賦課標準所得や被保険者数、世帯数で割り返したものが保険料率となり、今回ご提案させていただいている料率となっております。

参考として、資料の下段に記載しております、北海道が示す標準保険料

率についてご説明いたします。この標準保険料率は、北海道が納付金と合わせて算定するもので、標準保険料率で保険料を賦課すれば、概ね納付金の納付に必要な額を集められるものとして示されております。その率が図の一番右下の、所得割8.99%、均等割2万9,888円、平等割2万9,666円と、実際に帯広市がご提案している料率よりも高い数値となっております。

標準保険料率は全道で統一的に算定している関係上、細かな部分で各市町村の実情に合わない部分もありますので、各市町村では、標準保険料率を参考としながらも、独自に保険料率を算定しています。

令和7年度の保険料率算定における、帯広市の実際の保険料率と標準保険料率で取り扱いが異なる項目としましては、左から2列目の個別の歳入・歳出の内容です。下の段の標準保険料率では、国の基準に基づく歳入・歳出のみが計上されておりますが、上の段の実際に帯広市が算出した保険料率については、標準保険料率では加味されていない要素として、収入が見込まれる補助金や帯広市の基金などを算定に加味することで、保険料収納必要額を抑制しております。

また、左から4列目の保険料の予定収納率につきましては、下の段の標準保険料率では直近3カ年平均の率となっておりますが、帯広市では令和6年度の決算見込み等を踏まえた収納率を設定しており、賦課総額が必要以上に大きく膨らまないように算定しております。

このように、標準保険料率に比べ、より緻密な保険料率となるよう様々な工夫や配慮を重ねて保険料率を算定しているところでございます。

このページでは、医療保険分についてご説明させていただきました。続く、10ページに後期高齢者支援金分、11ページに介護納付金分の積算の仕組みも同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上が、今年度の保険料率の改定に係る積算の内容とその結果でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【会長】 ただ今の説明について、ご質問、ご意見等があれば、挙手のうえご発言をお願いします。

いかがでしょうか。

特に無いようですので、この件については、諮問案どおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは諮問案どおり、承認いたします。

(2) 報告 北海道国民健康保険料減免標準例と帯広市減免基準との差異に関する影響調査について

【会 長】 続きまして、報告事項「北海道国民健康保険料減免標準例と帯広市減免基準との差異に関する影響調査について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】 それでは、北海道国民健康保険料減免標準例と帯広市減免基準との差異に関する影響調査につきまして、ご説明いたします。

国民健康保険料の減免基準については、現状、市町村によって異なることから、全道での基準の標準化に向けまして、令和6年3月に「北海道国民健康保険料減免事務取扱いに係る標準例」が道から示されたところであります。

この標準例と、現状の帯広市減免基準とを比較しまして、その差異によって発生する影響について調査を実施いたしました。

資料の中段に記載しております、(ア)から(オ)の5つの基準が、北海道から示された標準例の区分になります。この5つの基準につきましては、現状の帯広市の減免基準にも定めのある基準となりますが、その内容を比較したところ、道が示す標準例の方が、帯広市の減免基準よりも割合が高い、条件や範囲も広い、という傾向が見られました。

そのため、(ア)から(オ)の5つの基準につきまして、帯広市の減免基準から道の標準例にそのまま移行した場合、(エ)の旧被扶養者減免を除く4つの基準におきまして、いずれも減免対象者が増え、また減免割合が上がることで減免額も増える、つまり、被保険者にとっては有利に働く、という試算結果となりました。

一方で、道の標準例には無い、帯広市の独自減免であります、北海道におきましては、令和12年度までに保険料水準の全道統一を目指すこととされており、現状としましては、それまでに道の標準例にあわせていくように、言いかえますと、居住する市町村によって減免基準が異ならないよう、独自減免について見直しを進めていくように、との考え方が示されているところです。

資料に記載しております、帯広市の独自減免のうち、上段の「多額医療」につきましては、これまで申請実績がほとんどなく、影響は小さいものと考えておりますが、下段に記載しております「低所得世帯」に対する減免につきましては、毎年一定程度の申請があるため、今後の取り扱いにつきまして検討を進めていく必要があります。

減免基準の統一化につきましては、今後も北海道と市町村との間で継続して協議が行われていきますが、まずは、令和9年度を目途に、保険料減免に必要な財源措置に関する標準化が実施される予定とされているところです。

詳細につきましては、今後、北海道から順次示されることとなりますが、引き続き、道の動向を注視していくことはもとより、道内他都市の事例収集や情報交換を行いながら、帯広市が定める「低所得世帯」に対する独自減免に係る今後の取扱いにつきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【会 長】 ただ今の説明について、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

【委 員】 最後の独自減免「低所得世帯」のところについて、検討が必要というのは、「残す」「何か違う形で作る」とか、どういう方向で検討するということなのでしょうか。

【事務局】 はい。ただいまのご質問の独自減免の方向性についてですが、北海道が最終的に目指すところというのは、全道どの市町村にいても同じ料率、水準の統一ということなので、「この町ではこういう減免を受けることができた」「この町ではこういう減免が受けられなかった」というのは本来望ましくない状況なので、独自でやっている減免については整理していきましょう、というのが道の方向性になります。

ただ、これは引き続き、道と市町村とで今後も意見交換、協議をしていくということになります。

というのも、市の独自減免、町村の独自減免というのは、おそらく帯広だけではなくて、どの市町村でもやっているところがあると思いますので、それがどの程度、道の方で「絶対やめてくれ」ということになるのか、あるいは何らかの方法があるのか、道からまだはっきりと明確には示されておりませんので、引き続き道と協議をしながら、動向を見極めながら検討を進めていくということで、今「こういう形で検討を進めていきます」という答えを持ち合わせていないんですが、どちらにしても、道との協議を重ねて整理していくという検討になります。

【会 長】 よろしいですか。

【委 員】 はい。

【会 長】 市町村としては「無くしたい」「残したい」どうなんでしょうか。

【事務局】 ちょっと難しいところではあるんですけども、道の方では、やはり先ほどお話をいただいた通り、道内どこに住んでいても同じ基準というのが望ましいということになっております。

現状で「残したい」「残したくない」までは断言できないところではあるんですが、例えば転居されたりだとか、ゆくゆくは後期高齢になった時

にも、そのギャップが少ないような形というところも踏まえて基準を作っていると思いますので、今どちらとも言えないところではあるんですけども、道や他自治体の動向を踏まえまして、突出しないような形というのが望ましいと思いますので、協議を続けていきたいと考えております。

明確なお答えができなくて申し訳ないですけども、このような状況で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

【会 長】 市町村によってケースバイケース、それぞれの事情っていうものがあるんだろうなと思いつつ、でも道としては平準化したいんだろうなっていうのは、なんともいずい感じはしますけどね。

わかりました。他に質問ございませんか。

無いようですので、この件については、以上といたします

### (3) その他

【会 長】 続きまして、「その他」の事項について議題といたします。

本件について、委員より事前に質問をいただいております。質問の内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 はい。それでは委員よりお預かりしております事前質問の内容を読み上げさせていただきます。

5月1日の国保新聞によると、全国平均で外国人の国保収納率が63%とかなり低いことが書かれていました。しかも外国人収納率については全保険者のデータは無く独自把握をしていた150の保険者からの聞き取りとのこと。帯広市は、現在外国人の国保の方は総数どのくらいいて、収納率はどのくらいか調査はしていますか。

政府でも問題になっている案件で、今後は市町村国保と在留管理庁と連携する案も出ているようですが今後の方針はありますか。

というのがご質問の内容です。

【会 長】 ただ今の質問内容について、委員、追加や補足事項等ありましたら、ご発言をお願いします。

【委 員】 今の通りなんですけれども、収納率が93.37パーセントという話があったんですけど、その中に外国人の方がどんな感じなのかなというデータがあれば。例えば10人いて、そのうち2人払ってないというレベルなのか、100人いて20～30人なのか、その辺をまず知りたいのと、それに対して今後何か方策を考えているのか、ということです。

【事務局】

ありがとうございます。

まず、被保険者数についてですが、厚生労働省から毎年、全自治体に対して人数調査が行われており、直近の回答内容で申し上げますと、令和6年4月1日現在で外国人被保険者は287人、帯広市の全体被保険者数に占める割合は約1%となっております。

直近過去5年間の推移を見ますと、令和2年4月1日現在は270人で、おむね令和6年と同程度となっており、コロナ等の影響で令和3年、4年と人数は減少しましたが、令和5年には266人まで回復し、この数年で見ると増加傾向にある状況です。

次に、収納率についてですが、結論から申し上げますと収納率そのものは、数値としてはもっておりません。被保険者数については、今申し上げたとおり定期的に統計を実施しているところですが、保険料の賦課及び徴収にあたっては、業務システム機能との兼ね合いもあり、外国人被保険者に特化した集計は実施できていないというのが現状であります。先ほど申し上げた、厚生労働省が毎年実施する調査項目にも該当する設問が無いことから、現在、帯広市といたしまして、外国人被保険者の収納率に関する数値については、持ち合わせておりません。

なお、外国人被保険者が滞納する要因の一つとして、保険料の納付が必要であることを十分に理解できていない、ということも考えられることから、帯広市といたしましては、外国人被保険者に対して、国保加入時や納付勧奨の際に、可能な範囲で母国語に翻訳した説明文を添えるなど、保険料の納付が必要であることを理解していただけるような独自の取り組みを実施しているところであります。

委員のご質問にありましたとおり、国保新聞の記事によりますと、市町村から在留管理局に対して、滞納している外国人を通報するスキームを整備・強化すべきではないか、といった意見がありまして、今後、政府において有識者や自治体のヒアリングを重ねて提言をまとめていく、といった記載がありました。

現在、本件に関する市としての明確な方針は持ち合わせおりませんが、引き続き国の動向を注視しながら情報収集に努めるとともに、外国人被保険者に特化した統計の手法等について、現在使用している業務システムの機能確認を中心に、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

長くなってしまいましたが、回答は以上となります。

【会長】

委員、いかがですか。

【委員】

はい、ありがとうございます。

ネット記事で見たもので、本当のことなのかどうかわかりませんが、結局3ヶ月滞在すると保険に入れるということで、外国の方があえてわざと日本に来て3ヶ月滞在して、高額医療を受けて帰るっていう事例もあると

いう噂もありますので、なんか帯広市は厳しく見張ってますよ、という態度を出しておいた方が、「あそこはちょっと色々うるさそうだから、そういう悪いことはしない方がいいよ」みたいなになるんじゃないかなと思うんです。

だから、ちょっと色々厳しくする方向で考えてますっていうことをアピールしといた方がいいんじゃないかなというのが私の考えです。

【会 長】 事務局から何かありますか。

【事務局】 先ほどのご説明させていただいた以降で、最近の国保の情報誌に掲載されている記事によりますと、自民党のワーキンググループでこういったところを検討されているというような記事が載っておりまして、最近では、日本に入国して新たに国保に加入された外国人を対象に、国保料を前納する仕組みの創設だとか、外国人の保険料の滞納情報をシステム的に入管庁に提供して在留審査に活用できるような対策などを盛り込んだ提言を取りまとめて政府に要望するというような記事も載っておりましたので、大きな動きとして、今後全国的に広がっていくのではないかなと思っているところではあります。

帯広市におきましても、この辺の情報を収集しながら、外国人に特化した集計ができるようなシステム上の仕組みも、全国的な動きとして必要になってくるのであれば、当然対応していかなければならないというところがございますので、動向を見極めながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

【会 長】 よろしいですか。

【委 員】 はい。

【会 長】 それでは、他に、その他お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。ございませんか。なければ、この件につきましては以上といたします。続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局】 冒頭で申し上げましたとおり、委員の皆様の任期につきましては、令和7年6月30日で満了となります。

今後、改選に向けた推薦のお願い等、団体のご担当者様と私ども事務局の方で連絡調整、事務手続きを進めさせていただこうと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次回、令和7年度第2回の運営協議会の日程につきましては、委員改選後となります、8月下旬から9月上旬の開催を予定しております。

内容につきましては、令和6年度 国民健康保険会計 決算報告が中心となる予定でございます。以上です。

【会 長】 それでは、全体を通して何かありましたら、挙手の上、発言いただければと思います。ございませんか。

無いようですので、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。

今お話がありましたけど、改選時期となっております。今日のメンバーがそのまま次の会議にいるかどうかはわからないんですけども、これをもって全員任期満了ということで、皆さんお疲れ様でした。

それでは、これで会議を終了いたします。

ありがとうございました。